

○添付書類 (1-4)

(有機農産物及び有機農産物加工食品についての輸入業者の認定申請書用)

〈認定を受けようとする者の氏名又は名称及び住所に関する書類〉(添付書類 1)

- ① 認定を受けようとする者の氏名又は名称及び住所
- ② 認定を受けようとする者の氏名又は名称及び住所に係る根拠書類
(グループで申請する場合、グループを構成する者の氏名又は名称及び住所並びにそれらの根拠書類)

〈格付の表示を行おうとする農林物資の種類等〉(添付書類 2)

- ① 格付の表示を行おうとする農林物資の種類
- ② 格付の表示を行おうとする農林物資の産地国
- ③ 格付の表示を行おうとする農林物資の品目

〈輸入品の受入れ・保管及び包装に係る施設に関する書類〉(添付書類 3)

- ① 輸入品の受入れ・保管及び包装を行うための施設の一覧及び図面(名称、所在地、面積・広さ、明るさ、構造、清掃等に関する事項含)
- ② 輸入品の受入れ・保管及び包装の工程図
- ③ 格付の表示の管理のための施設の図
- ④ 施設の周辺図
- ⑤ 衛生管理・清掃に係る書類

〈認定の技術的基準及び組織の要領に関する書類〉(添付書類 4)

1. 組織の機構・運営等に関する要領(規程・手順書・組織図・名簿等)

- ① 組織を代表する者の職務に関する事項
- ② 組織の運営全体に関する事項
- ③ 輸入品の受入れ・保管及び格付の表示を付する部門の運営に関する事項
(格付の表示を付する部門は、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること)
- ④ 輸入品の受入れ・保管及び格付の表示を担当する者の任命・職務に関する事項

2. 輸入品の受入れ・保管及び包装の実施方法及び格付の表示についての規程及び手順書等

- ① 次に掲げる輸入品の受入保管責任者の職務に関する事項
 - (1) 輸入品(有機農産物又は有機農産物加工食品)の受入れ、保管及び包装に関する計画の立案及び推進
 - (2) 工程に生じた異常等の処置又は指導及びその防止策
- ② 次に掲げる事項を含む輸入品の受入れ・保管及び包装の実施方法に関する規程及び手順等

- (1) 輸入品（有機農産物または有機農産物加工食品）の受入れ、保管及び包装に関する事項
- (2) 外国（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 62 号。）第 37 条に定める国に限る。）の政府機関その他これに準ずるものとして施行規則第 38 条に基づき公示したものによって発行された証明書の確認に関する事項
- (3) 苦情処理に関する事項
- (4) 輸入品（有機農産物又は有機農産物加工食品）の受入れ・保管及び包装の実施状況についての ASAC による確認業務等の適切な実施に関し必要な事項
- (5) 包装等の工程に使用する資材及び機械及び器具に関する事項
- (6) 内部規程に基づく適切な輸入品の受入れ・保管及び包装の実施とその記録・根拠書類等の保持に関する事項（出荷の日から 5 年以上保存すること）
- (7) 内部規程の適切で定期的な見直しと従業員等への周知に関する事項
- (8) 年間の生産計画の策定及び当該計画の ASAC への通知に関する事項
- ③ 次に掲げる次項を含む格付の表示に関する規程（格付表示規程）及び手順等
 - (1) 格付の表示に関する事項
 - (2) 格付の表示後の荷口の出荷または処分に関する事項
 - (3) 格付の表示に係る記録・根拠書類等の作成及び保存に関する事項
 - (4) 格付の実施状況についての ASAC による確認業務等の適切な実施に関し必要な事項
 - (5) 有機農産物の輸入品にあつては製品（有機農産物）の名称の表示に関する事項、有機農産物加工食品の輸入品にあつては、製品（有機農産物加工食品）及び原材料の有機等の名称の表示に関する事項

3. 輸入品の受入れ・保管及び包装に関わる責任者（受入保管責任者）・担当者（受入保管担当者）並びに格付の表示に関わる担当者（格付表示担当者）の名簿、講習会修了書、履歴書及び履歴に係る根拠書類等

〈その他参考となるべき書類〉

- ① 社歴と経営方針と事業内容に関する書類
- ② 年間受入れ・輸入品受渡し計画
- ③ 輸入品等の仕入先、製品の販売先のリスト
- ④ 製品の包装デザイン・表示の見本（格付及び有機等の名称表示、及び品質表示基準に基づく表示） 等

〈JAS 法施行規則 46 条及び本会認定業務規程に基づく書類〉（添付書類 6）

- ① 本会認定業務規程第 23 条に基づく認定契約書
- ② 本会認定業務規程第 24 条に基づく質問状に対する回答